

第3節 水防計画

関係機関	道路河川課・農林課・消防本部
------	----------------

第1 計画の方針

水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、市域における河川、ため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒し、又は防ぎよし、また被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持する。

第2 水防の責任

1 水防管理者（市長）の責任

水防管理者（市長）は、市内の河川、水路の巡視を行い、洪水又は堤防の決壊のおそれがあるときは府水防本部、鳳土木事務所に通知するものとする。

2 ため池管理者の責任

ため池の管理者は、洪水やえん堤の決壊等により水害が予想される場合は、水防管理者（市長）の指揮の下に監視、通報その他必要な措置をとらなければならない。

第3 水防を要する区域

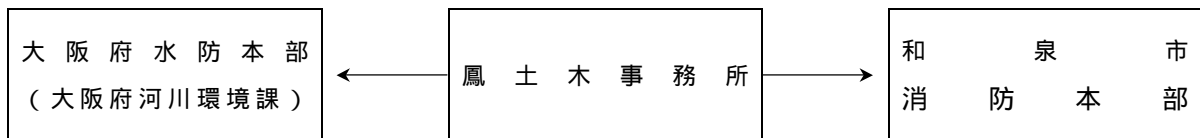
水防管理者が所管する水防区域は、市内全域である。

和泉市内にある要水防河川及び要水防ため池は資料編に掲載のとおりである。

第4 予警報とその措置

水防管理者（市長）は、水防に関する予報、警報、情報等が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関の長等に出動を要請するものとする。

水防警報等の伝達経路は次のとおりである。



第5 非常警戒

1 河川

消防長等は、水防管理者（市長）から出動準備の通知を受けたときは、警戒を厳重にするとともに、危険箇所を発見したときは直ちに水防管理者（市長）に報告し水防作業を開始するものとする。

2 ため池

ため池管理者は、前記に準じ水防上危険箇所を発見したときは水防管理者（市長）に連絡して必要な措置をとるものとする。

第6 配置と出動

1 警戒並びに非常配置

ア 水防管理者（市長）は、洪水警報、水防警報等に基づき小規模災害における応急対策体制及び災害対策本部体制による職員の配備を行う。

イ 水防管理者（市長）は、気象予警報の受報その他必要と認めるときは、消防団長に対し消防団員の配備を要請するものとする。

消防団長は要請を受けたとき、又は自ら必要と認めるときは、消防団員に配置を指示するもの

とする。

2 出動及び輸送

ア 待機及び巡視

槇尾川、その他の河川において量水標の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあると認めるとき、又はため池管理者から水防上危険箇所発見の連絡があったときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員の待機及び巡視を行うよう指令するものとする。

イ 出動

水防警報が発せられたとき、又は水位が警戒水位に達したときは、水防管理者（市長）は消防長等に所轄職員を出動させるよう指令するとともに、府水防本部現地指導班（鳳土木事務所）に報告するものとする。

ウ 応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、警察官又は他市の水防職員に応援の要請を行うほか住民等に協力を求めるものとする。

第7 水防作業

1 警戒区域の設定

水防管理者（市長）は、水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用な者の立入を禁じ、若しくは制限する。

2 水防工法

水防作業は大阪府水防計画に定める工法により実施する。

第8 土砂災害における避難対策

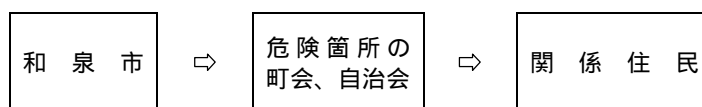
1 土砂災害危険箇所等の把握

市は府と協力して、土砂災害危険箇所等のパトロール等を行い、亀裂の有無、湧水、地表水の有無、竹木等の傾倒及び危険雨量等について、的確に把握するとともに住民に向け周知を行う。

2 情報連絡及び伝達

市は、気象予報等の情報の収集に努めるとともに、危険箇所の状況を的確に把握するため情報伝達が円滑に実施できるよう伝達組織の整備を図る。

(1) 危険地区における伝達系統



(2) 伝達情報の内容

ア 危険箇所及びその周辺の降雨量

イ 斜面の地表水、湧水、亀裂状況

ウ 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況

エ 人家等建物の損壊状況

オ 住民及び滞留者数

(3) 雨量計の設置及び観測

市長は、土石流テレメーターにより、必要な雨量を観測するものとする。

管内に設置されている土石流雨量監視局・観測局は資料編に掲載のとおりである。

(4) 警戒体制の基準雨量

警戒体制の基準雨量は降雨量、降雨時間、崖の状況、植生状況、土質等により判断すべきであるが、おおむね次の雨量状況を基準とする。

ア 急傾斜地崩壊危険箇所

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量40mm～100mm以下あった場合	前日までの連続雨量40mm以下であった場合
第1次警戒体制	当日の雨量が50mmを超えたとき。	当日の雨量が80mmを超えたとき。	当日の雨量が100mmを超えたとき。
第2次警戒体制	当日の雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	当日の雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。

(注) 降雪、融雪時並びに地質、地すべり等発生時は、別途考慮するものとする。

イ 土石流発生危険溪流

地区名	第1次警戒体制（警戒雨量）	第2次警戒体制（避難雨量）
泉北地区	98mm	134mm

(5) 警戒活動の内容

ア 第1次警戒体制

- (ア) 市は、各危険箇所の前兆現象の把握に努める。
- (イ) 市は、自主防災組織等の活動を要請する。
- (ウ) 市は、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

イ 第2次警戒体制

- (ア) 市は、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
- (イ) 市は、必要に応じて、災害対策基本法に基づく避難勧告、指示を行う。

(6) 斜面判定制度の活用

市は、必要に応じて、大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定土による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

(7) 情報交換の徹底

府及び関係団体と気象観測情報等の交換に努める。

3 避難の勧告及び指示

市長は、急傾斜地の崩壊などの土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに当該危険箇所の住民に対して避難のための立退きを勧告又は指示するものとする。避難勧告及び指示を行ったときは、市長は、和泉警察署、消防団、町会、自治会、自主防災組織の協力を得て、広報車、サイレン等により危険箇所の住民に避難を周知させ、その徹底を図り避難者の誘導にあたる。

4 災害救助活動

市長は、崩壊等による人的被害が発生した場合には、直ちに消防本部などによる救助隊を編成し、救助活動に当たるものとする。なお、市のみの救助作業が困難な場合は、自衛隊の派遣要請を大阪府

に依頼する。

5 災害応急対策

急傾斜地の崩壊等による土砂災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、直ちに応急実施計画を樹立し、応急対策工事を行うものとする。

なお、応急対策実施計画の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 倒壊家屋の除去
- (2) 流出土砂、岩石の除去
- (3) 救助資器材の調達
- (4) 関係機関の応急体制
- (5) 府への災害報告
- (6) 応急復旧や被害拡大防止の実施

第9 避難活動

避難の必要が生じたときは本章第16節「避難計画」に従い、住民を所定の避難場所へ誘導するものとする。

資料編	要水防河川の現況 ため池の現況 急傾斜地崩壊危険箇所()一覽 急傾斜地崩壊危険箇所()一覽 急傾斜地崩壊危険箇所()(急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面)一覽 土石流危険溪流()一覽 土石流危険溪流()一覽 土石流危険溪流()(土石流危険溪流に準ずる溪流)一覽 管内土石流雨量監視局・観測局 指定避難場所一覽
-----	--